

令和９年度
みやぎ児童クラブ入所案内



児童クラブとは

放課後留守家庭の児童に対し、遊びや生活指導を主体として保育し、児童の健全な育成に寄与することを目的としています。

運営主体：社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会
https://www.mae-shakyo.or.jp

対 象 児 童

定員：６０名

前橋市に在住であり、放課後留守家庭または、これに準じる家庭の小学１年生～６年生まで。
但し、同一敷地内等に祖父母が住んでいて、児童の見守りが出来ると判断される方については、入所をご遠慮いただく場合があります。

開 所 時 間

◆学校開校日・・・校時終了時～１８：３０
◆学校休校日・・・　７：３０～１８：３０
◆延長保育・・・・１８：３０～１９：００
（土曜日を除く）
※やむを得ない場合に限り午後７時までとし
それ以降はお預かりできません。
◆定員に満たない場合には、長期休業中のみの利用受け入れ有（春、夏、冬休み）
◆児童クラブ休所日
日曜・祝日　12／29 ～ 1／3
その他必要と認める日

保　育　料

◆通常保育料(月)・・・12,500 円※
内訳）保育料　10,000 円
おやつ代　2,000 円
教材費　500 円
※但し、「ひとり親家庭」「１家庭で２人以上入所の場合の２人目から」通常保育料（月額）10,000 円になります。

◆延長保育料・・・１人１回 300 円
◆長期休業中は別途定めています。

保 育 内 容

① 宿題（各自）　② 集団遊び　③ 健康管理
④ 工作作り　⑤ 片付け支援　など

そ　の　他

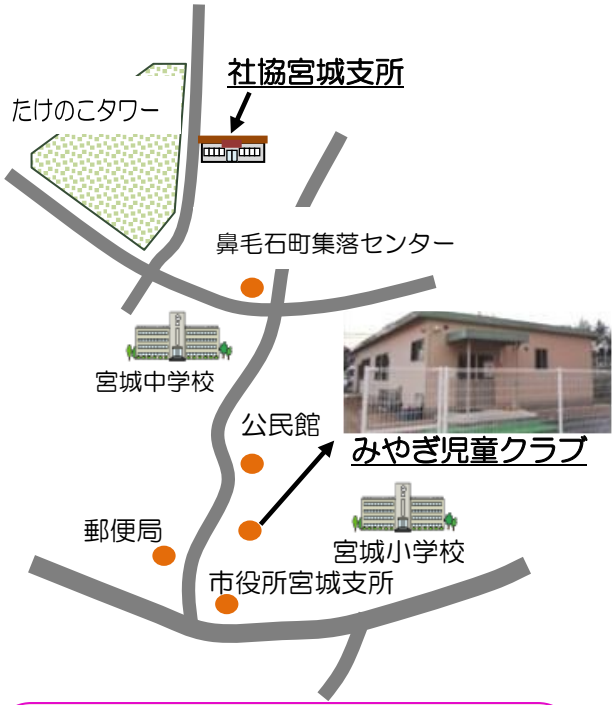
新入学児童については、最初の１週間程度学校まで迎えに行きます。

申 込 方 法

年度ごとの申込です。利用する場合は、申請用紙を必ず取りに来てください。（随時配布）
配布先：みやぎ児童クラブ・社協宮城支所
※申込には、同居家族の就労証明書等も必要になります。

提 出 方 法

受付期間：１２月１日（火）～２８日（月）
※新規利用の場合⇒社協宮城支所へ提出
※継続利用の場合⇒児童クラブへ提出
※定員６０名を超えた場合は、低学年等を優先し、入所の必要性を審査、決定可否通知を２月上旬に郵送します。申請数により、入所が認められない場合（待機）もありますので、予めご了承ください。



お問合せ先
□前橋市社会福祉協議会宮城支所
住所：鼻毛石町 2271-8　TEL：280-2230
□みやぎ児童クラブ
住所：鼻毛石町 1507-5　TEL：280-2408